

渋谷キャスト ガーデン 使用規則

本使用規則の各事項をお守りいただけない場合には、使用中であってもご使用をお断りする場合がございます。

<使用に際して>

渋谷キャスト ガーデン（以下「当施設」という）は公開空地を活用したイベントスペースです。そのため、当施設では、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」（以下「本条例」という）に基づき、街の活性化を目的として、公共性、社会性、文化性の高いイベントを開催する目的（以下「本目的」という）のための使用のみが認められています。ご使用の際には、当施設の施設管理者（以下「施設管理者」という）によるイベント企画内容の審査を実施いたします。審査を通過しなかったイベントは実施いただくことができません。また本条例を所管する東京都都市整備局ホームページにて活動内容の周知を目的に実施事例が公開されることがありますので、予めご了承ください。

※公開内容については事前にご相談いたします。

■使用申込と手続き

（１）使用申込手続

① 申込手続きはそれぞれ以下の日程より承ります。

スペース・ガーデン一体でご使用の場合 : 使用開始日12ヶ月前の月の1日より

ガーデンのみご使用の場合 : 使用開始日8ヶ月前の月の1日より

② 本使用規則確認の上、使用申請書、企画概要書（イベント内容が具体的に分かる書類）および想定図面を添付し、45日前までに施設管理者にご提出いただきます。

③ イベント内容によっては、本目的に合致しないとして、ご使用をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

（２）審査

① ご提出いただいた書類をもってイベント企画内容の審査を行います。審査結果は、書類のご提出後から2週間程度でご連絡いたします。

② イベント開催可能と認められた場合に使用承認書と予約金のご請求書をお送りいたします。

③ 使用承認書の発行（以下「本承認」という）をもって予約契約成立となり、この時点からキャンセル料の対象となりますので、ご注意ください。

（３）予約金のお支払い

① 予約金は基本料金の100%です。請求書発行から2週間以内に当該請求書指定の銀行口座にお振込みください。

② 上記①の指定の期日までに予約金のお支払いが確認できない場合はキャンセルとみなし、使用承認書を無効といたします。予めご了承ください。

③ 時間外延長料金、付帯料金等の諸費用は、イベント終了後、実績に応じた金額を請求いたします。請求書受領後、当該請求書記載の期日までにお支払いください。

④ 振込手数料につきましては、お申込者の負担とさせていただきます。

■使用料金

- ① 当施設のご使用に伴い発生する料金は、使用料（基本料金・時間外延長料金）および付帯料金です。
金額については、当施設ホームページ（URL：<https://eventspace.shibuyacast.jp/garden/>）に掲示する「渋谷キャスト ガーデン 使用料金表」の通りです。
- ② 当施設へ直接車両を乗り入れる場合は、施設管理者指定の誘導警備員の配置が必要となります。その費用については別途ご負担いただきます。
- ③ 上記②のほか、安全管理上、施設管理者が必要と判断した場合は、施設管理者指定の警備会社の警備員を手配します。その費用については別途ご負担いただきます。
- ④ 施設管理者が必要と判断した場合は、施設管理者指定の技術員が立ち会います。その費用については別途ご負担いただきます。
- ⑤ 準備、設営、リハーサル、撤去等でご使用の場合、1開催につき2日までを準備・撤去日料金といたします。3日目以降は本番日料金となります。

■使用時間

基本時間	9：00～20：00
延長可能時間	7：00～9：00 / 20：00～22：00
イベント実施可能時間	9：00～21：00

- ① 使用時間には、準備、片付け等の一切の時間を含みます。
- ② 9：00より前または20：00より後の延長使用の場合は、「渋谷キャスト ガーデン 使用料金表」に定める、超時間分の時間外延長料金を頂戴いたします。ただし、時間外使用は、事前に施設管理者の承認を得た場合に限りです。
- ③ 音の出る演出、作業に関しては近隣住民および施設店舗への配慮のため音量規制がございます。施設管理者の指示に従っていただきます。
- ④ 設営撤去などで大きな音を伴う作業は、7：00～11：00とさせていただきます。
- ⑤ 事前の申請により許可を得た時間を超過した為に他の使用申込者のイベントに支障をきたした場合は、その損害を賠償いたします。

■使用申込の変更および解約

使用承認書の発行後、使用者側の都合により使用を取り消される場合（会場変更、日時変更を含む）は、キャンセル申請書に必要事項を記入の上、ご提出ください。
また、下記の通りキャンセル料を頂戴いたします。

- ① 使用日の31日前までのキャンセル：使用申込日数分の基本料金（消費税等込）の50%相当額
- ② 使用日の30日前以降のキャンセル：使用申込日数分の基本料金（消費税等込）の全額相当額

※キャンセル時期に関わらず、使用の取り消しの時点で発生している発注物等については、別途キャンセル料等が発生する場合があります。

■使用の制限

以下の項目に該当する場合は、ご使用契約を取り消し、または中止させていただくこともありますのでご了承ください。その結果、使用者にいかなる損害が生じる場合があっても、当該損害が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。

この場合、ご入金済みの予約金については返金いたしません。

また、予定される付帯料金等については請求させていただくことがございます。

- ① 使用申込書の記載事項（使用者、使用目的、使用内容等）が実際とは異なるとき。
- ② 指定日までに予約金のお支払いが無いとき。
- ③ 当施設の使用権の全部または一部を第三者に譲渡または転貸したとき。
- ④ 本使用規則、その他施設管理者が定める規則等に違反したとき。またはこれらに基づく施設管理者の指示に従わなかったとき。
- ⑤ 関係官公庁より中止命令が出たとき。
- ⑥ 使用内容について、来館者、使用者及び当施設関係者の生命の安全の確保が約束されないと施設管理者が判断したとき。
- ⑦ イベントの内容が、風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業およびこれに類すると施設管理者が判断したとき。
- ⑧ イベントの内容が、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づく、まちづくり団体における禁止活動行為に該当すると施設管理者が判断したとき。
- ⑨ イベントの内容が、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関するものであるとき。
- ⑩ イベントの内容に、参加者の意に反する署名活動、執拗な勧誘、キャッチセールス等の行為が含まれると認められるとき。
- ⑪ イベントの開催により、当施設使用後の原状回復が困難であると施設管理者が判断したとき。
- ⑫ イベントの内容が、渋谷キャスト内のテナントおよび施設関係者が提供する商品・サービス等と競合する内容で、かつ当施設の所有者及び施設管理者が不承認と判断したとき。
- ⑬ 政治、宗教活動等に関係するとき。
- ⑭ 公の秩序、善良の風俗を害したり、法律に違反するおそれがあるとき。その他、施設管理者が予約の取り消しまたは使用の中止が必要と判断したとき。
- ⑮ 他の使用者もしくは渋谷キャスト館内テナント・テナント関係者（賃貸住宅含）、または来館者・当施設周辺及び近隣住民等に迷惑を及ぼす恐れがあると施設管理者が判断したとき。
- ⑯ 下記、「反社会的勢力の排除」に抵触していると施設管理者が判断したとき。
- ⑰ その他管理運営上支障のあるとき、または支障が予測されると施設管理者が判断したとき。

■反社会的勢力の排除

- ① 使用者は、施設管理者に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
- ② 使用者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、施設管理者は催告をすることなく、本承認を取り消すことができるものとします。

- ③ 施設管理者が、②の規定により、本承認を取り消した場合において、施設管理者はこれによる損害を賠償する責を負いません。
- ④ ②の規定により、施設管理者が本承認を取り消した場合において、使用者は、施設管理者ならびに当施設に生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

■免責および損害賠償

(不可抗力による使用停止)

- ・天災、火災、その他不可抗力によって当施設の使用が困難になった場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(緊急の事由による使用停止)

- ・緊急車両の進入が必要な場合、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。また、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしません。
- ・当施設は行政機関により帰宅困難者受入施設として指定されているため、状況に応じて施設の一部または全部の使用を中止させていただく場合があります。この場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(その他の事由による使用停止)

- ・当施設または渋谷キャスト全館の都合により、当施設使用の停止を求めることがあります。この場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(その他の免責)

- ・事前の荷物の受取りに伴う荷物の中身の紛失、破損事故については、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。ただし、当該紛失、破損事故が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。
- ・展示品ならびに使用者及び第三者の所有物の盗難、毀損等による損害および来場者等の人身事故については、当施設の所有者及び施設管理者は一切賠償の責任を負いません。ただし、当該損害、人身事故が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。
- ・当施設の機材、設備等の故障により使用者が当施設を使用できない場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(損害賠償)

- ・当施設内外の建造物、設備、備品を汚損、毀損、または紛失した場合、使用者はこれを原状に回復し、または、施設管

理者が算定する、原状の回復に要する直接および間接の費用の一切を賠償していただきます。なお、汚損、毀損、または紛失の事態が生じた場合は、速やかに施設管理者へご連絡ください。

- ・他の使用申込者もしくは渋谷キャストの館内テナントまたは来館者等に対して損害を与えた場合は、相手方が被った損害を賠償していただきます。なお、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は一切の賠償の責任を負いません。
- ・上記のほか、使用者が本使用規則に違反した場合は、これによる損害を賠償していただきます。

■使用前の打合せ

- ① イベントの内容によってはご使用をお断りする場合がありますので、事前打ち合わせ、下見等は施設管理者と綿密に行ってください。
- ② ご使用の30日前までに、施設管理者とスケジュール、プログラム、会場設営・撤去、設備等、詳細の打合せを必ず行ってください。
- ③ 外部業者をご利用の場合は、あらかじめ施設管理者と打合せの上、ご使用期間中は、その立会指示のもとに作業を行ってください。
- ④ イベントの内容に生演奏・音響システムを使用する場合は、事前に施設管理者にご相談ください。
- ⑤ ご使用の際、当施設内の施工がある場合は、施工図、仕込み図、電気配線図、施工業者・関連業者リスト、タイムテーブル等を施設管理者にご提出ください。
- ⑥ イベントに必要な事項については当施設でも手配が可能なものがございます。必要な場合は、事前打合せの際にお申込みください。
- ⑦ 渋谷キャスト館内でのポスター等の告知物は、告知場所、告知サイズ等を指定させていただきます。それ以外の館内での告知は禁止いたします。
- ⑧ 清掃や警備が必要な場合は、事前打合せ時にお申込みください。その際の実費はご負担いただきます。

■関係諸官庁への届出

ご使用の打合せが済みましたら、必要に応じて下記届出を所定の官庁へご提出ください。また、許可された届出の複写を1部、施設管理者にご提出ください。

[届出の一例]

- 音楽著作権の解除申請書 : 日本音楽著作権協会
- 飲食を伴う催事をする場合 : 渋谷区保健所
- 仮設建築物もしくは仮設工作物等の造作物を設置する場合 : 東京都庁市街地建築部 建築指導課
- その他 消防関係の各届出 : 渋谷消防署

■注意事項・その他

(管理責任)

- ・イベント責任者を届出の上、催事期間中、責任者は会場に必ず常駐してください。
- ・諸道具類の搬出入および設営撤去作業は、壁面、床等に養生を行い、ご使用者の責任において実施してください。
- ・入場者の受付、人員整理、誘導、会場の警備・整理、控室等での事故防止は使用者側で責任をもって行ってください。

(禁止事項)

- ・危険物の持込みは禁止いたします。
- ・裸火の使用は禁止いたします。
- ・所定の場所以外での喫煙は禁止いたします。
- ・渋谷キャスト建物全体、付帯施設への原状回復困難な行為は禁止いたします。
- ・施工、搬出入の際、所定の場所以外への物品等の放置はご遠慮ください。
- ・施工品、商品、什器等の搬出入は、指定の搬入搬出ルートをご使用ください。なお、近隣の迷惑となる周辺道路等への路上駐車や違法駐車等はお断りいたします。
- ・他の利用者もしくは渋谷キャスト館内テナント・テナント関係者(賃貸住宅含)、または来館者・当施設周辺及び近隣住民等から苦情が入った場合には、イベントの中断・中止を指示する場合がございます。
- ・点字ブロック等、視覚障害者向けの設備や案内表示の利用を妨げる什器や物品の設置はできません。
- ・緊急車両停止位置への固定物の設置は禁止いたします。
- ・オイルタンク給油口半径 3mは火気の使用及び火気の設置は禁止いたします。
- ・渋谷キャストは鉄道線に近接しているため、安全の観点からヘリウム入り風船・アルミ風船の配布は堅く禁止いたします。
- ・自動車、自転車、バイクまたはスケートボード等により走行または駐車・駐輪することは禁止いたします。

(原状回復)

- ・当施設の原状回復は使用者側にて行っていただき、搬出・清掃終了後は施設管理者立会いの下、当施設内点検を行います。
- ・当施設および渋谷キャスト建物全体の汚破損がないよう、必要な箇所に養生を行い、ご使用者の責任において原状回復を行ってください。
- ・残置物が無きよう、原状回復を行ってください。万が一残置物があった場合は処分いたします。その際実費が生じた場合には、別途請求いたします。

(その他注意事項)

- ・盲導犬・介助犬・聴導犬以外の生体の催事持込みは、事前に施設管理者までお問い合わせください。
- ・火気の使用および電気を使った熱源等の使用については、施設管理者までお問合せください。
- ・電源盤の ON・OFF は必ず指定の技術立会のもとで行ってください。また電源盤および配線ルート of 安全確保を必ず行ってください。
- ・造作物・看板等の設置にあたっては風速 20m/s の風に耐えられるよう施工・設置してください。ただし記載の数値は目安であり、ご使用者がその責任において安全に配慮した設計を行い、状況に応じた対応を行ってください。
- ・持込み器具等は、ご使用者の管理のもとに、イベント終了後は速やかに撤去してください。
- ・ご使用後の付帯設備等は、施設管理者の指示に従い点検確認後、所定の収納場所にお戻しください。
- ・ご使用後は、使用者側において清掃し、使用期間中に発生したゴミはお持ち帰りください。また、飲食を伴うイベントの場合は、必ず来場者向けのごみ箱を設置してください。渋谷キャスト内のごみ箱に投棄する行為は堅く禁止しております。なお、特別に清掃の必要が生じた場合には別途清掃費を申し受けます。
- ・渋谷キャストは複合施設のため、他エリアからの音漏れがある場合がございます。また、他エリアへの音漏れを抑える

ため、施設管理者立会いのもと音量チェックを行い、必要に応じて音量を制限させていただく場合がございますので
予めご了承ください。

- ・ 渋谷キャスト内他施設のイベントの都合上、駐車場・搬出入用エレベーターの使用を調整させていただく場合がございます。
予めご了承ください。
- ・ エレベーターカゴ内及び必要箇所については必ず養生を行ってください。
- ・ 防災上の避難導線は必ず十分な幅員を確保するようにしてください。
- ・ 消火器、消火栓などは施工物等で隠さないようにしてください。
- ・ 搬出入に際しては、必ず事前に施設管理者と協議、相談の上、その指示に従ってください。
- ・ イベント関係者は当施設のルール及び施設管理者の定めるルールに従っていただきますので、予めご了承ください。
- ・ イベント関係者の飲食・喫煙は、所定の場所をご利用ください。
- ・ 非常事態にそなえ、使用前にあらかじめ非常口、消火器の位置、避難経路について確認を行ってください。
- ・ 緊急車両進入時には、進入ルート及び停車位置を確保し、該当エリアに設置されている物は使用者にて速やかに移動、
および来場者の誘導を行ってください。
- ・ 当施設の保安全管理、防災・防犯および安全上の理由から、施設管理者が当施設内に立ち入ることがございますので、
予めご了承ください。
- ・ イベント開催中にメディア等の取材を受ける場合には、事前に施設管理者の承認を受けてください。
- ・ その他ご使用に関しては、施設管理者と協議、相談の上、その指示に従ってください。

(提携約款に関する規定)

(1) 本使用規則は民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、当施設の所有者及び施設管理者は以下の場合
に、当施設の所有者及び施設管理者の裁量により本使用規則を変更することがあります。

- ① 本使用規則の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき。
- ② 本使用規則の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る
事情に照らして合理的なものであるとき。

(2) (1) により、当施設の所有者及び施設管理者が本使用規則を変更する場合、本使用規則を変更する旨および変更後
の本使用規則の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の 1 ヶ月前までに、当施設ホームページ (URL :
<https://eventspace.shibuyacast.jp/garden/>) に掲示し、または使用者に電子メールで通知します。

(3) 変更後の本使用規則の効力発生日以降に、使用者が当施設を使用したときは、本使用規則の変更に同意したものと
みなします。

(2024年5月11日)